

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号				
手続名	特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含む)許可(変更許可)			根拠条項	第14条の4第1項(第14条の5第1項)				
審査基準	(審査基準) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項のとおり。								
受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない)	50日	目次 No.	11
						標準経由期間	日		